

1. 議事日程第1号

(平成19年第5回大口町議会定例会)

平成19年9月5日

午前9時30分開議

於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案第52号 政治倫理の確立のための大口町長の資産等の公開に関する条例の一部改正についてから、認定第1号 平成18年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について(提案説明)

2. 出席議員は次のとおりである。(15名)

1番	吉田正	2番	田中一成
3番	柘植満	4番	岡孝夫
5番	宮田和美	6番	酒井廣治
7番	丹羽勉	8番	土田進
9番	鈴木喜博	10番	木野春徳
11番	齊木一三	12番	倉知敏美
13番	酒井久和	14番	吉田正輝
15番	宇野昌康		

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	酒井 鎭	副町長	社本 一裕
教育長	井上 辰廣	政策調整室長 兼 総務部長	森 進
健康福祉部長	水野 正利	環境建設部長	近藤 則義
会計室 会計管理者	前田 守文	教育部長	鈴木 宗幸

監査委員
事務局長 掛布賢治

代表監査委員 鈴木鹿太郎

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 近藤 登

議会事務局長
議次 佐藤 幹 広

開会及び開議の宣告

議長（宇野昌康君） ただいまから平成19年第5回大口町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

直ちに、お手元に配付いたしました議事日程の順序に従い会議を進めます。

（午前 9時30分）

会議録署名議員の指名

議長（宇野昌康君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、9番 鈴木喜博君、10番 木野春徳君を指名いたします。

会期の決定について

議長（宇野昌康君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月26日までの22日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月26日までの22日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定については、お手元に配付いたしました会期日程のとおりであります。

諸般の報告

議長（宇野昌康君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、例月出納検査結果の5月分から7月分について、平成19年度第1回定例監査及び行政監査の結果について、並びに平成18年度決算審査時における行政監査の結果についての報告がありましたので、その写しをお手元に配付いたしました。

次に、私学をよくする愛知父母懇談会会長 佐藤廣和氏、愛知私学助成をすすめる会会長 中川初枝氏の連名により、国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書、愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書、及び市町村独自の私学助成の拡充を求める陳情書が提出されましたので、所管の総務文教常任委員会に送付し、その写しをお手元に配付いたしました。

次に、本定例会説明員として、町長以下関係職員及び代表監査委員に対し、地方自治法第

121条の規定により出席を求めていますので御報告をいたします。

次に、6月定例会で議決をいただいた議会閉会中における各常任委員会の所管事務調査が終了いたしました。これより、各常任委員長から報告を願います。

最初に、総務文教常任委員長 吉田正輝君。

総務文教常任委員長（吉田正輝君） 皆さん、おはようございます。

議長の御指名をいただきましたので、去る7月11日、12日の2日間、総務文教常任委員会の所管事務調査を、2人の欠席がありましたので6名の出席にて、京都府綾部市と舞鶴市を2市ともに巡回バスについて視察いたしました。その状況及び結果について御報告いたします。

第1日目、綾部市は京都府のほぼ中央に位置した中国山脈の流れを受けた丹波高原の中にあり、市街地を清流由良川が貫流し、人口3万8,000人、面積347.11平方キロメートルの自然に囲まれた地域であります。

昭和20年以来、路線バスが運行されてきましたが、社会情勢の大きな変革に伴い、少子高齢化による高齢化率30.4%、通勤・通学客の減少、JRの充実、マイカー等の増加による交通手段の多様化により乗客数が下降となり、京都府内の162路線のうち115路線が不採算路線となつて、ついに平成16年1月に負債総額83億円に達し、その結果、京都交通株式会社が経営破綻したことから、綾部市の路線についても、再建計画には市の補助金が2,000万円から4,000万円に大幅な増額を要請されることになるため、平成16年12月7日に対策検討委員会を設置し、その意見を踏まえた上、管財人の再編案に応じないで、市独自の市民による、市民のための、市民のバス「あやバス」を自分たちで走らせようということになりました。

平成17年4月1日にあやバスを運行開始するまで、わずか4ヵ月だったそうです。あやバスの運行経費は、国庫補助金800万円、京都府の補助金1,362万6,000円、運行収入4,675万円、一般財源1,364万円、総額8,202万円となっております。バス5台とジャンボタクシー3台で運行されており、事業主は綾部市で京丹タクシー株式会社が委託を受けて6路線が運行され、定時定路線予約タクシー、定時定路線一部予約乗り合いタクシーに分かれており、無駄のないように地域に応じて決められていました。

あやバスになって、従来最高運賃、片道は1,250円から500円になり、通学定期券の月額最高は3万2,280円から8,000円と格安になり、また高齢者の生きがいづくりや行動範囲の拡大を支援するため、健康長寿定期券の新設、70歳以上を対象に1ヵ月3,000円で全路線乗り放題にするなど、工夫することにより、利用者も平成17年度累計20万939人、18年度21万5,213人に増加しました。旧京都交通の平均利用者数より現在の利用者数は、平日56%、土・日68%も増加しているとのことでした。運行率六、七割、利用者1日当たり、通勤60人、高齢者100人で、利用しやすいようにバスの時刻がわかりやすくなっており、病院前からは毎時45分に発車するこ

とや朝の通勤・通学で利用できるようになっていきます。少しでも無駄を省き、その反面、利用者には便利にという努力がとても感じられました。職員も月に一度はバスの日と決まっており、みんなで利用しようということでした。

なぜ巡回バスにしなかったかということについては、1．遠回りに走ることにストレスを受ける。2番目として、目的地に直接行くことが必要であるということなどでした。大町とは地域の広さや、生活者の大事な足としての利用内容が違いますが、自分たちのバスを自分たちで走らせようという考え方が大町の巡回バスと大きく違う点でした。

2日目の舞鶴市は、人口約9万人、面積は342平方キロメートル、高齢化率23.8%、周囲三方は山に囲まれ、北側は若狭湾に面し、近畿百景第1位に選ばれ、恵まれた環境の中にある観光地です。

綾部市と同じく舞鶴市も、過疎化した地域により路線バスの廃止や定期航路が廃止になったことにより、自主運行バスが運営されています。昭和48年に初めて運行され、平成5年、6年、16、17、18年と現在七つの地域それぞれの「地域の協議会」が事業主体になり、国の許可を取得し、運転手を地域が雇用して自主運行しています。その中の四つの地域は、地縁による団体の法人格を所有しています。このような運営は、全国的にも舞鶴市と福知山市の2市しかないということでした。

各自治体が運営するに当たり、自主バスの必要性や便数、ルート、運賃、運転手、車両、方法を十分に議論し決定されています。市の支援は、1．赤字に対する補てん、車両等への支援。2．許可手続の国、府との調整。3．税、労働保険等の各行政機関との調整などを行い、各自治区においては、自主運行バス連絡会議で、各協議会の情報交換を行っていて、運転者講習会を毎年1回実施することや顧問会計士への委託も支援しています。

自分たちのバスを運行するので、決算になってからしか補てんされないため、企業を回ってお金を工面し、自分たちで運営するための努力をされています。バスが走っていないルートの人たちも、次の子供のためにと協力されていると伺いました。

18年度は京都バス13路線、自主運行バス7路線が運行されております。運行コースは通勤に利用する人が少ないため、地域を細かく回ろうと考えても、乗らないところへは走らないなど、地域が空バスで走らせることはしないという考え方で努力しているとのことでした。バスの大きさも地域の利用に合わせて中型バスからワゴン車までいろいろです。

18年度利用状況と補助金は、京都バスは69万9,000人、補助金が国・府より745万円、市は4,538万1,000円の計5,283万1,000円になっており、自主運行バスは、利用者8万3,000人、補助金は府が449万1,000円、市が486万4,000円の計935万5,000円となっており、車両と車庫は市が補助しているとのことでした。

両市とも京都交通の破綻によって多額の補助を求められ、自分たちの生活の足となるバスを市民が自分たちで守るという考えの中で運行されております。市民が必死に努力をし、無駄をなくしながら利用者の立場で運行されているなど、大口町での巡回バスは空で走っているところが多くあり、再検討すべきではないかと感じました。形態は違いますが、学ぶところが多くありました。詳細は資料とともに提出しておりますので、ごらんいただければ幸いです。

以上で総務文教常任委員会の報告といたします。

議長（宇野昌康君） 御苦労さんでございました。

続いて、健康福祉常任委員長 木野春徳君。

健康福祉常任委員長（木野春徳君） 皆さん、おはようございます。

議長の御指名をいただきましたので、6月定例会におきまして御承認いただきました健康福祉常任委員会の所管事務調査について御報告をいたします。

視察は7月9日、10日の2日間にわたり、委員全員の出席をいただき実施してまいりました。

視察地及び調査事項は、福井県鯖江市においては子育て支援について、また石川県能美市においては高齢者福祉施策についてであります。

まずは1日目の視察先である鯖江市は、福井県のほぼ中央部に位置し、北は福井市、南は越前市に隣接し、平成19年4月1日時点において人口6万8,237人、面積84.75平方キロメートルの産業都市で、眼鏡・漆器・繊維を三大地場産業とするまちとして、また自然を生かした潤いのある人間味豊かなまちとして発展を続けています。特に、眼鏡フレームにおいては国内のほぼ90%、全世界の約20%の生産シェアを持つ一大産地にまで成長しています。

平成11年度から「市民が主役で人間味豊かなまちづくり」を基本政策として、高齢化・少子化社会への対応、国際化、情報化社会における鯖江型産業・教育の展開、市民生活主体の住みよしいやしを感じるまちづくりの三つの柱を中心に、個性的で新たな施策に取り組み、効率的な事業推進を図っています。また、平成17年度には少子高齢化社会の進行、都市間競争の現実化など社会情勢の変化に対応し、「自主・自立した個性ある分権のまちづくり」を目指して、市民との融和と協働による鯖江市づくりに取り組むための基本方針となる第4次総合計画を策定し、平成18年度から新たなスタートを切ったところです。

この鯖江市においては、出生数は増加しつつある一方、核家族化が進行し、田園地帯にマンションや新興住宅が建ち並び、若年層の家庭が増加し、地域における地縁的なつながりが希薄化し、かつては家庭や地域社会が担ってきた育児機能が低下している状況において、保護者と子育て家庭の多様なニーズに対応するため、保育所に併設されていた子育て支援センターを、利用のしやすい場所、環境を考慮した結果、市の公園管理事務所内に移転し、さらに増築により施設の充実と支援事業の充実が図られています。

子育て支援センターは、月曜日から金曜日の午前9時30分より午後3時まで開放されており、未就園児の子供と保護者が気軽に利用し、遊び場として、また保護者同士の交流の場となっており、食事専用のランチルームも設置され、18年度では1日平均31組の親子が利用しているとのことでした。

また、保育士を含め4人の職員が配置され、乳幼児の健康や発達、育児によるストレスなど、さまざまな面接相談、電話相談に応じるとともに、内容によっては適応できる機関を紹介していました。

さらに、支援センターが中心となり、行政担当職員、保育園、幼稚園、児童館、児童センターなどの職員各二、三名ずつで構成された子育て支援ネットワーク委員会が定期的開催され、子育ての現状を把握し、問題となる課題について対応策を検討し、支援事業の充実につながるよう共通認識を深めるとともに、子育てに役立つ情報紙として子育て機関や健康課などからの支援行事や、市内の保育園・幼稚園の開放日などの情報を収集し、お知らせなどの記事を掲載した広報紙を毎月発行し、鯖江市のホームページにある「子育て支援ネット！さばえ」の中での子育て相談フォームの作成、また支援情報なども支援センターにおいて毎月更新をしています。

また、平成16年度に児童福祉課、健康課、学校教育課で構成された子育て支援ネットワーク委員会で、一本化した就学前の子育て家庭を対象とした、わかりやすく使いやすい子育てにかかわる情報紙の作成が企画され、子育て支援ハンドブックが作成されました。これは、大口町でも発行されている「大口子育て情報・ぎゅっと」と類似したのですが、参考になる部分も多くあります。

今年度からは、母子手帳、子育て支援ハンドブックとともに、「お父さんの子育て手帳」が新たに発行され、希望者に配付されています。これは、市の若手職員による政策研究グループからの少子化・子育て問題の施策提案を受け、健康課を事務局として児童福祉課、子育て支援センター、市民活動課などが連携し検討した結果、父親としての芽生え、妊娠・出産についての知識を通じ、妻の心身の理解を深め、家事・育児への積極的参加を促すことを目的とした内容になっており、子供の成長に合わせ、父親としても育児の仕方などもよくわかるものとなっています。

また、父親の子育てへのかかわりや意識を高めることで、家庭内での子育て支援を目的に、第1子を妊娠した妊婦とその夫を対象とした「新米お父さん学級」も今年度から開催されています。この内容は、妊娠・出産を迎え、夫婦で協力して育児を行えるよう夫婦で講座を受け、父親は妊婦疑似体験をし、身重の妻の大変さを実感し、さらに料理教室で料理をつくり、最後に2人でその料理を食べながら子育てについて話し合うというもので、日曜日を利用し、年4

回開催されます。

子供と父親と一緒に楽しむ機会を設け、親子のきずなを深め、父親としての自覚を高める「お父さんデー」を、子育て支援センターの休業日である土曜日に年6回開催し、また市内には29の子育てグループがあり、公民館、児童館、児童センターなどでさまざまな活動をしています。

今回の視察で感じたことは、独立した支援施設の必要性和子育てにかかわる施策や活動に対し、行政が縦割りではなく横断的に積極的にかかわっているところで、大口町ではあまり例がなく、参考にすべきではないかと痛感しました。

続いて、2日目の視察先である能美市は、平成17年2月1日に旧能美郡根上町、寺井町、辰口町の3町が合併し誕生しました。石川県の南部、加賀平野のほぼ中央に位置し、平成19年4月1日時点で人口4万8,625人、面積83.85平方キロメートルで、西部は美しい海岸線を有する日本海に面し、中央部は肥沃な扇状地が広がり、東部は白山山系に連なる緑豊かな能美丘陵、北部には県下最大の河川である手取川が流れ、豊かな自然環境に恵まれたまちです。

伝統工芸で華やかな色絵が魅力的な九谷焼の産地としても全国的に有名で、また「いしかわサイエンスパーク」は北陸先端科学技術大学院大学を核として、産学官の連携を推進し、新たな知の創造と開発力を生み出すことを目指し、人材の育成や研究が行われるとともに、先端産業が集積した県内産業の中心的機能を担ったまちでもあります。

能美市における高齢者人口は9,172人、高齢化率18.9%、ひとり暮らし高齢者1,009世帯、高齢夫婦世帯1,323世帯、要介護認定者1,559人、要介護認定率17%となっています。最近では、ひとり暮らしの高齢者や高齢夫婦だけの世帯が増加し、さまざまな問題も起きているとのことです。そのため、民生児童委員と密接な連携を図り、地域住民の協力を得ながら高齢者の見守りネットワークの構築に努めています。

また、地域福祉計画作成に当たっては、社会福祉協議会の職員も参画し、多くの福祉施策推進の協力関係にあります。高齢者福祉については、介護保険制度以外にも、市独自の制度やサービスが提供されており、主な事業・サービスを御紹介します。

在宅寝たきり老人等介護慰労金支給事業は、寝たきり老人等を介護する介護者の労をねぎらうとともに、少しでも経済的負担を軽減するために、介護認定が要介護3から5の高齢者等を月に10日以上在宅で介護している介護者に月額1万円が支給されています。

介護用品購入助成事業は、介護認定が要介護1から5の在宅高齢者等及び重度障害児（者）で体幹・下肢の身体障害者手帳1・2級所持者に介護用品の購入費用の一部を助成するもので、対象用品としては、紙おむつ、紙パンツ、尿取りパッド、おしりふき、介護用消臭スプレー、使い捨て手袋等で、助成額は購入費の9割、限度額は年額7万5,000円です。

福祉移送サービス事業は、一般の交通機関の利用が困難な人にリフトつき車両による通院などの送迎サービスを行うもので、常時車いす利用者で介護認定の要支援1・2、要介護1から5の在宅高齢者、その他心身に何らかの障害のあるおおむね65歳以上の在宅高齢者、及び車いす利用の在宅重度身体障害者、在宅の下肢、体幹または視覚障害者も含まれ、利用料は市内が片道200円で月4回利用でき、事業は社会福祉協議会に委託されています。

訪問理美容サービス事業は、寝たきりの介護認定が要介護1から5の在宅高齢者及び特別障害者手当、障害福祉手当の支給対象と認められた在宅重度障害児（者）で、理美容店へ行けない人が自宅で理髪などのサービスを申請によって利用でき、利用料は1回1,000円で年4回まで利用できます。

配食サービスは、買い物や調理が困難な人に食事を届け、健康の維持・増進を図るとともに、配達時には安否確認も行うもので、65歳以上のひとり暮らしの人や高齢者のみの世帯、障害者のみの世帯などは昼食・夕食どちらか1食200円で利用でき、日中、介護認定が要支援1・2、要介護1から5の在宅高齢者などのみとなる世帯で、調理が困難な人は1食400円で利用できます。

入浴無料サービス事業は、65歳以上の高齢者は、市内にある3カ所の入浴施設が無料で入浴利用ができます。住宅の便所、浴室の改造、手すり・スロープなどの設置、段差解消など、要介護者の生活の利便性を図るための改修工事に助成する自立支援型住宅リフォーム推進事業、同じく新築または全部改築を行う場合にも助成をするバリアフリー住宅助成事業、自宅を新築・全部改築、部分改修によってバリアフリーにする工事について、要介護者や虚弱高齢者及び身体障害児（者）、個々の実情に応じた工事費の助成制度や情報が欲しい人からの相談には、作業療法士、保健師が無料で応じ、場合によっては自宅を訪問することもある「あんしん住宅相談」など、まだまだ他にも多くあります。

これからの課題である認知症予防の取り組みについては、まずは認知症がどのようなものか多くの方に理解を得られるとともに、地域でも支えてもらえるよう、各地域での出前講座を年12回開催予定で、これまでに4回が開催されたそうです。

また、制度改正による特定高齢者の介護予防推進については、健康診断に基づき現在62人を認定しており、昨年12月より民生委員とも十分連携を取りながら、順次家庭訪問をしているとのことでした。

現在、介護予防として、また転倒防止などにも役立つよう運動機能の向上・回復を目指した独自の筋力づくり体操をつくり、その推進に重点を置いています。その筋力づくり体操とは、床でできる床編、いすを利用したいす編、立ったまま行う立体編、タオル・ゴム・ボールを使った応用編と4種類の体操で、毎日ケーブルテレビで数回放映し、ビデオのダビングサービス、

さらにチラシの配布によって啓発に力を注いでいるとのことでした。

100歳を迎えられた方へ20万円の長寿祝い金、80歳、88歳、90歳の方への1万円相当の長寿記念品の配付、また介護保険での赤字分を一般会計から補てんするなど、財政的に苦しい面もあるが、合併以前からそれぞれの町で行ってきた住民負担の軽減や福祉サービス向上のための施策については極力続けていきたいとのことでした。

三つの町が合併し2年余り経過しておりますが、それぞれ地域の特性に違いがあり、すべてに合った施策を実行するにはまだまだ時間が必要であるように思われました。また、今回の行政視察で感じたことは、行政も職員も苦心をしながら住民の要望に少しでも沿えるよう一生懸命努力していることが言葉のうちから伝わってきました。

簡単ではありますが、以上で健康福祉常任委員会の所管事務調査報告とさせていただきます。

なお、議長に資料とともに報告書を提出してありますので、ぜひごらんいただければと思います。

以上で報告を終わらせていただきます。

議長（宇野昌康君） 御苦労さんでした。

続いて、環境建設常任委員長 齊木一三君。

環境建設常任委員長（齊木一三君） 改めまして、おはようございます。

議長さんの御指名をいただきましたので、去る6月定例会におきまして御承認をいただきました環境建設常任委員会の所管事務調査を7月3日及び4日の2日間にわたって実施をいたしましたので、その状況並びに結果を御報告させていただきます。

調査のテーマでございますが、まず石川県加賀市の地球温暖化防止実行の取り組みについて、次に資源循環型地域モデルとして菜の花エコプロジェクトの取り組みについてを滋賀県東近江市へ、それぞれ委員全員の出席を得まして視察をさせていただきました。

まず第1日目、7月3日火曜日には石川県加賀市へお伺いをいたしました。加賀市といえば、私どもが思いつくのは、片山津、山代、山中温泉を有する温泉観光のまちといったところで、皆様方もよく御存じかと思えます。

当日は、市側から議会事務局長、主査、地域振興部環境安全課課長及び主査に御出席をいただき、説明を受けました。

加賀市は、平成17年10月1日に隣町山中町と合併をし、もともと加賀市であったわけですが、新しい加賀市が誕生したとのことでもあります。

日本列島のほぼ中央に位置し、人口約7万5,600人、面積306平方キロ、大聖寺川と動橋川の流域に開けたまちであり、北部日本海には海岸沿いに加賀市から敦賀市まで続く越前加賀国定公園があり、豊かな自然環境と歴史文化を育んだまちでもあります。

近年では、観光客もピーク時からはかなり減り、年間で約200万人ぐらいを招いているような状況であり、ちなみに入湯税歳入は約2億8,000万円で全国第4位であるとのことであります。観光が落ち込む中、歴史的産業の九谷焼、山中塗が継承され、さらに機械部品産業である自転車、自動車のチェーン製造、自動車のアルミホイール等の企業がありますが、現状は大変厳しいとのことであります。

さて、加賀市では、六つの環境方針を定められまして、1997年、地球温暖化防止京都会議の開催をもとに、1998年、省エネルギー、省資源に取り組もうと加賀市エコオフィス運動が開始されました。2001年には、庁舎内内部監査にて運用をしている庁舎限定の環境マネジメントシステムISO14001の認証を取得し、また2002年からはESCO事業（エネルギー・サービス・カンパニー）を実施し、工場、企業所、店舗、公的施設等のエネルギーの効率的利用を支援し、削減されたコストの一部を事業所へ還元がされているとのことであります。選考は技術提案書の提出により、プロポーザル方式によって実施され、空調機のインバーター、使用電力のデマンド監視制御、照度センサーによる窓側照明の制御、水洗トイレの節水フラッシュの採用等で、5年間で約900万円のコストの削減となっているとのことであります。

温暖化防止につきましては、1998年からの加賀市エコオフィス運動の取り組みを踏まえ、2004年に市の事務事業を実施する部局を対象に、平成16年から5年間に市独自で取り組みのできるものについて、平成15年比で20年までに電気で10%、A重油等で5%、ガソリン、軽油について10%の削減及び温室効果ガスの二酸化炭素の排出量7.5%削減を目標に、六つの環境方針を定め、1として電気使用量の削減、不要な照明の消灯・間引き、また事務の効率化を図り、ノー残業デーを徹底する。それから、ESCO事業の導入。次に、冷暖房燃料使用量の削減、冷暖房時のブラインドの使用と設定温度の調整、夏季のエコスタイルの実施、ESCO事業の導入。次に、公用車の燃料使用量の削減、低燃費、低公害車の導入、庁舎周辺の移動は徒歩または公用自転車を利用する。次に、上水道使用量の削減、節水の徹底をする。次に、紙類の使用量の削減、両面コピーの徹底、庁舎内事務連絡はLANを有効的に利用する。また、資料の簡素化をするということでもあります。次に、廃棄物の発生抑制、使用済み用紙や封筒の再利用をする、分別排出の徹底、古紙の分別収集、備品等の補修による長期使用を徹底する。次に、グリーン購入券の推進、リサイクルしやすい製品、再生材料を多く使用している物品等を優先的に購入、市指定のグリーン購入品の購入を進めるというような目標を定め、取り組んでおられまして、平成10年から平成17年までの市庁舎におけるエネルギー使用量は、電気でマイナス21.8%、A重油マイナス27.3%、LPGマイナス53.6%を達成され、二酸化炭素排出量は平成12年686トン、平成17年571トンと約17%が削減をされているとのことであります。

地域におきましても、温暖化防止対策にも力を入れられまして、事業所を対象にISO14

001 認証取得の支援、学校、公共機関、事業所等への環境への取り組みを効果的、効率的に行うシステム「エコアクション21」の普及啓発等の取り組みも積極的に進められております。これまで私たちが享受してきました大量生産、大量消費、大量廃棄型の物質的に豊かな生活は、地球温暖化など身近な私たちの環境から地球規模の環境まで、さまざまな影響を与えるようになってきております。自然豊かな郷土と美しい地球を未来の子供たちに継承していくため、人と自然の共生を図りながら環境に優しいまちづくりは緊急の課題であり、本町においても、今後参考にすべき面があるように感じてまいりました。

続きまして、翌日7月4日水曜日には滋賀県東近江市愛東地区にお伺いをし、資源循環型地域の形成を目指し、菜の花栽培による農業公園対策について勉強させていただきました。

東近江市は、2005年2月に1市4町が合併し、さらに2006年1月に2町が加わり現在に至っており、人口約11万8,000人の自治体であります。その中、愛東地区は琵琶湖の東、湖東三山百済寺南に位置し、田園風景の広がる地域であります。

琵琶湖を抱える滋賀県は、企業の廃液、家庭からの雑排水等により赤潮が発生し、汚染が広がったのを機に、1977年、水質の保全をと住民主導の「あいとうりサイクルシステム」が確立されました。水環境の保全と再生に視点を置いた取り組みが始まり、家庭用の合成洗剤を使わない無燐石けんの使用、また廃食油の回収・再利用が始まり、1992年には廃食油の新たな利用方法としてバイオ技術に着目をされ、菜種油燃料化計画から廃食油を精製して燃料化するBDF燃料のプラントが国や県の補助金を得て設置をされ、ディーゼルエンジンの燃料がつけられるようになったとのことあります。

現在では、各家庭に5リットルの容器が配布され、廃食油は月1回自治会により菜の花館ストックヤードへ搬入されており、市内のガソリンスタンドにも回収ボックスが設置してあり、年間約2万8,500リットルが回収されております。そのうち約1,500リットルが石けん製造に、残りはBDF燃料として2万200リットルが製造されております。バイオマスエネルギーとして、軽油に5%以下にBDF燃料を混合をした場合、コストもリッター当たり75円程度ででき、また二酸化炭素の発生は、石油に比べ軽油は少なく、環境にも優しいため、現在では公用車、市内循環バス、農耕用トラクター、コンバイン、発電機等に使用されているとのことあります。

現在、転作、休耕地に15ヘクタールの菜の花が栽培されており、2004年には愛東町バイオマス利活用地区計画の策定をされ、資源循環型のまちづくりの拠点「あいとうエコプラザ菜の花館」が開設をされ、NPOを立ち上げ、市の職員を派遣し、事業を進められ、菜の花プロジェクトネットワークも設立され、全国へ波及し、視察団体も年間約200団体を受け入れているとのことあります。

菜の花を栽培、収穫し、搾油して植物油（菜種油）に、菜種油は料理や学校給食に使用され、搾油時に出た油かすは肥料として土壤に還元し、廃食油は回収し、石けんや軽油代替燃料にリサイクルされております。そして、大気中に排出された二酸化炭素は菜の花を栽培することで吸収される資源循環サイクルの原理をもとにしたものであります。

また、もみ殻の炭化プラントによる薫炭の土壌改良剤も製造販売されており、廃食油を精製して燃料化する軽油代替燃料の取り組みを推進する菜の花エコプロジェクトは、地域の環境にこだわった農業の推進、農業振興に新たな展開を見出し、転作田、耕作放棄地が活用され、農地の新たな活用による農業の可能性が拡大し、菜の花開花期の観光資源として、隣接している道の駅「マーガレットステーション」では、地元の果物、野菜、花などを年間6億5,000万円も売り上げ、経済効果が生まれており、ちなみに年間約40万人の観光客があるとのことであります。

また、廃食油が燃料になることで、市民参加の回収目標ができ、市民、各機関、団体等との連携軸ができ、資源循環による環境意識を高め、地球温暖化に対する関心を高めることができているとのことであります。ちなみに、施設は自然エネルギー（太陽光発電30キロワット）が装備され、プラント施設のほかに研修室、展示室、売店等があり、作業スペース約500平米でBDFプラント、炭化プラントが稼働されており、大げさな設備は要らないと感じてきました。

また、敷地内では、軽油代替燃料が使われているトラックが駐車されておりましたが、排気ガスは天ぷら油のおいがしていたのが特徴でありました。視察時期にはジャスミンが開花しており、天候が悪い中でも多くの観光客があり、一面に咲く壮大な菜の花畑を思い浮かべたとき、大口町の農業公園構想もきっちりとした目標を定め、推進していくことが大事であると大変に参考になる視察でありました。

以上で環境建設常任委員会の視察の報告とさせていただきます。

議長（宇野昌康君） 御苦労さんでございました。

これをもって、所管事務調査の報告を終了いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

議案第52号から議案第59号まで及び認定第1号について（提案説明）

議長（宇野昌康君） 日程第4、議案第52号 政治倫理の確立のための大口町長の資産等の公開に関する条例の一部改正についてから議案第59号 監査委員の選任についてまで、及び認定第1号 平成18年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

酒井町長。

町長（酒井 鉄君） 議長さんのお許しをいただきましたので、今回上程をさせていただきました議案の提案理由の説明をさせていただきます。

議案第52号 政治倫理の確立のための大口町長の資産等の公開に関する条例の一部改正について、議案第53号 大口町情報公開条例の一部改正について及び議案第54号 大口町個人情報保護条例の一部改正についてであります。いずれも、日本郵政公社が平成19年10月1日に解散することに伴い改正するものであります。

次に、議案第55号 平成19年度大口町一般会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出それぞれ7億5,432万1,000円を増額し、総額108億8,312万9,000円とするものでございます。

次に、議案第56号 平成19年度大口町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出それぞれ2,602万9,000円を増額し、総額7億9,901万8,000円とするものであります。

次に、議案第57号 大口町道路線の廃止について及び議案第58号 大口町道路線の認定についてであります。町道路線の整備等に伴いそれぞれ廃止及び認定をするものであります。

次に、議案第59号 監査委員の選任についてであります。監査委員 鈴木鹿太郎氏の任期が本年11月4日をもって満了することに伴い、大口町伝右二丁目188番地1、昭和7年9月21日生まれ、鈴木鹿太郎氏を再任するため、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。なお、鈴木鹿太郎氏の略歴書を添付させていただきましたので、よろしく願いいたします。

最後に、認定第1号 平成18年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についてを、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いするものであります。

以上、8議案と1認定の提案説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては担当部長から説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（宇野昌康君） 議案第52号から議案第55号までについて、総務部長、説明を願います。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） それでは、議案第52号 政治倫理の確立のための大口町長の資産等の公開に関する条例の一部改正についてから議案第55号 平成19年度大口町一般会計補正予算（第2号）まで、順次その内容の説明をさせていただきます。

まず、議案第52号 政治倫理の確立のための大口町長の資産等の公開に関する条例の一部改正について、その内容の説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。

政治倫理の確立のための大口町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例。政治倫理の確立のための大口町長の資産等の公開に関する条例（平成7年大口町条例第25号）の一部を次のように改正する。

2ページ、新旧対照表により説明させていただきます。

同条例は、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律の規定に基づき、大口町長の資産等の公開を定めたものであり、第2条では資産等報告書等の作成について規定をしております。任期開始の日において有する資産等のうち日本郵政公社が平成19年10月1日に解散となることに伴い、第4号の郵便貯金の字句を削ることと、第5号の有価証券を定義する法律の改正等に伴い、整理をするものであります。

1ページへお戻りください。

附則、（施行期日）第1項、この条例は平成19年9月30日から施行する。ただし、第2条第1項第4号の改正規定は、平成19年10月1日から施行する。

（経過措置）第2項、この条例による改正後の政治倫理の確立のための大口町長の資産等の公開に関する条例第2条第1項第4号の規定の適用については、この条例の施行の日前に有していた郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号）附則第3条第10号に規定する旧郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）は、預金とみなす。

以上で、議案第52号 政治倫理の確立のための大口町長の資産等の公開に関する条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

次に、議案第53号 大口町情報公開条例の一部改正について、その内容の説明をさせていただきます。

1ページをお願いします。

大口町情報公開条例の一部を改正する条例。大口町情報公開条例（平成11年大口町条例第28号）の一部を次のように改正する。

日本郵政公社が本年10月1日に解散することに伴い、非公開情報について規定した第7条第2号ウ中「及び日本郵政公社」を削るものであります。

附則、この条例は、平成19年10月1日から施行する。

なお、2ページには新旧対照表を添付しましたので参照してください。

以上で、議案第53号 大口町情報公開条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

次に、議案第54号 大口町個人情報保護条例の一部改正について、その内容の説明をさせていただきます。

1ページをお願いします。

大口町個人情報保護条例の一部を改正する条例。大口町個人情報保護条例（平成16年大口町条例第17号）の一部を次のように改正する。

議案第53号と同様の理由で、非開示情報について規定をしております第18条第3号ウ中「及び日本郵政公社」を削るものであります。

附則、この条例は、平成19年10月1日から施行する。

2ページには新旧対照表を添付させていただきました。

以上で、議案第54号 大口町個人情報保護条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

次に、議案第55号 平成19年度大口町一般会計補正予算（第2号）について、その内容の説明をさせていただきます。

事項別明細書7ページ、8ページをお開きください。

歳入、款1.町税、項1.町民税、目1.個人、補正額として2,000万円の増額であります。その内容は、当初予算で12億2,500万円計上しました個人の町民税の所得割について、税源移譲に伴う税率変更に伴い追加をするものであります。

目2.法人、補正額として3億円の増額であります。その内容は、当初予算で13億円計上しました法人税割について、企業の好調な業績見込みを受け追加をするものであります。

項2.目1.固定資産税、補正額として8,000万円の増額であります。その内容は、当初予算で固定資産税の現年課税分として25億18万5,000円を計上しましたが、そのうち償却資産に係る税額について8,000万円追加をするものであります。

款14.県支出金、項2.県補助金、目2.民生費県補助金、補正額として39万円計上するものです。その内容は、新たに通所授産施設利用に係る補助制度の創設に伴い新規で計上するもので、平成21年度までの3ヵ年、補助率は2分の1であります。

目3.衛生費県補助金、補正額として15万円の計上であります。その内容は、一般不妊治療費の補助制度の創設に伴い新たに計上するもので、補助率は2分の1であります。なお、この2件につきましては、今回の県知事選挙におけるマニフェストの項目であります。

項3.委託金、目6.民生費委託金、補正額として20万円の計上であります。その内容は、南保育園における命を大切に作る心をはぐくむ教育推進事業実践活動への委託金であります。

款16.項1.寄附金、目4.商工費寄附金、補正額として38万4,000円の計上であります。その内容は、奈良子二丁目地内のヨシヅヤさんの75周年記念地域貢献事業として実施された花いっぱい運動における募金の寄附をいただくものであります。

款18.項1.目1.繰越金、補正額として3億4,408万円の増額であります。その内容は、平成18年度決算に伴う歳入歳出差引額5億2,797万3,000円のうち、繰越明許費の財源1,389万3,000円

を差し引いた次年度への繰越額 5 億 1,408 万円のうち、19 年度当初予算で計上しました 1 億 7,000 万円をさらに差し引いた金額であります。

9 ページ、10 ページをお願いします。

款 19. 諸収入、項 3. 目 4. 雑入、補正額として 911 万 7,000 円の計上であります。その内容は、平成 18 年度児童手当交付金の確定に伴う民生費雑入として国庫負担金過年度分 408 万 6,000 円、県費負担金過年度分 298 万 4,000 円の精算金、並びに衛生費雑入として 18 年度保健事業国庫負担金過年度分 204 万 7,000 円の精算金であります。

続いて、歳出、11 ページ、12 ページをお願いします。

歳出、款 2. 総務費、項 1. 総務管理費、目 1. 一般管理費、補正額として 607 万円の増額であります。その内容は、職員給与費で 6 月末で勸奨退職をしました職員 1 名の退職手当組合特別負担金 598 万 3,000 円、及び安全・安心まちづくり事業で青色回転灯の購入経費であります。

目 7. 財政調整基金費、補正額として 6 億 8,000 万円の増額であります。その内容は、財政調整基金への積み立ての追加であります。この財源としては、町税 4 億円、18 年度決算に伴う繰越金 2 億 5,704 万 1,000 円が主なものとなっております。

款 3. 民生費、項 1. 社会福祉費、目 2. 老人福祉費、補正額として 436 万 4,000 円の増額であります。その内容は、一般管理事業で認知症対応型共同生活介護、グループホーム事業者選定委員会委員 6 名で委員会 4 回分の報償費、及び第 5 期高齢者保健福祉計画及び第 4 期介護保険事業計画策定のためのアンケート調査業務委託料で 186 万 4,000 円と、介護保険特別会計への繰出金の追加 250 万円、4 名分の時間外勤務手当であります。

目 3. 障害者福祉費、補正額として 201 万 9,000 円の増額であります。その内容は、一般管理事業で、ともに平成 21 年度から 23 年度の計画期間を持つ障害福祉計画及び障害者福祉計画策定のためのアンケート調査業務委託料 123 万 9,000 円、及び障害者自立支援事業で障害者の就労支援として通所授産施設等利用者の負担額を援助するため、奨励金の扶助をするもので、1 人 1 月 3,750 円を上限とするものであります。

目 4. 福祉医療費、補正額として 62 万 6,000 円の増額であります。その内容は、後期高齢者医療広域連合の 19 年度負担金の確定に伴い追加をするもので、補正後で 492 万 8,000 円となるものであります。

13 ページ、14 ページをお願いします。

項 3. 児童福祉費、目 4. 保育園費、補正額として 5 万 3,000 円の増額であります。その内容は、一つには歳入、款 14. 項 3. 目 6. 民生費委託金で補正をお願いしました 20 万円の財源補正と、保育園運営事業における国庫及び県費負担金の確定に伴う 18 年度分の返還金であります。

款 4. 衛生費、項 1. 保健衛生費、目 3. 保健センター費、補正額として 375 万 3,000 円の増額であ

ります。その内容は、一般管理事業で保健師の産休に伴う臨時職員の賃金であります。また、乳幼児健康診査事業で、本年6月定例会の一般質問で回答しました妊婦健診の公費負担回数を10月1日より4回から7回に拡充することに伴う委託料の追加235万6,000円、及び歳入、款14. 項2. 目3. 衛生費県補助金の一般不妊治療費に係る補助金30万円で、10月1日から施行し、7月診療分から適用するものであります。

項2. 清掃費、目2. 循環型社会形成費、補正額として66万7,000円の増額であります。その内容は、さつきヶ丘不燃物集積場の整備補助金であります。

15ページ、16ページをお願いします。

款6. 項1. 農業費、目5. 農地費、補正額として2,600万円の増額であります。その内容は、上小口二丁目地内、合瀬川の転倒堰の改修工事費であります。

款7. 項1. 商工費、目3. 観光費、内容はヨシヅヤさんからの指定寄附金に伴う財源補正であります。

款8. 土木費、項2. 道路橋りょう費、目1. 道路橋りょう維持費、補正額として500万円の増額であります。その内容は、事故危険箇所対策として御供所地内の町道豊三線の安全対策並びに道路照明の設置、下小口115号線ほか2カ所の工事費であります。

目2. 道路新設改良費、補正額として300万円の増額であります。その内容は、区長さんから要望をいただいております秋田86号線及び上小口62号線の用地取得が確定しましたので、測量、登記事務等の委託料を追加するものであります。

項4. 都市計画費、目2. 街路事業費、補正として367万5,000円の増額であります。その内容は、都市計画道路小口線の県道小口岩倉線より南、大口桃花台線までの間、地元説明に必要な測量業務委託料であります。

17ページ、18ページをお願いします。

款10. 教育費、項3. 中学校費、目1. 学校管理費、補正額として499万6,000円の増額であります。その内容は、学校整備計画の見直し等に伴い、大口中学校屋内運動場の改修工事に伴う実施設計委託料で、主に屋根、外壁及び床の改修であります。

項4. 社会教育費、目1. 社会教育総務費、補正額として15万円の増額であります。その内容は、毎年1月に町民会館で実行委員会によって企画運営をされております成人の集いを委託料として組みかえるものであります。

目5. 学共及び公民館管理費、補正額として1,020万円の増額であります。その内容は、大屋敷及び外坪学習等共同利用施設のカーテンの取りかえ、並びに河北学習等供用施設のとい等の修繕に120万円、大屋敷及び下小口学習等共同利用施設の空調機取替工事費として800万円、さらに生涯学習活動の拠点となる学共を初め、町内の現有集会施設についても、その地域の実情

に即した活動拠点となるようトイレ等の洋式化等バリアフリー化に対し、新たな助成を行うもので100万円計上いたしました。

19ページ、20ページをお願いします。

項5.保健体育費、目1.保健体育総務費、補正額として25万2,000円の増額であります。その内容は、11月に新潟県内で開催されます第48回全国体育指導員研究協議会において、長年大口町の体育指導員として御活躍いただいています泉原氏が表彰を受けられるに当たり、特別旅費を計上することと、静岡県内で開催されます東海4県体育指導員研究大会への出席のための費用弁償の追加であります。

目2.体育施設費、補正額として100万円の増額であります。その内容は、温水プールのトンネルシャワー、塩素計、ヘアキャッチャー等の修繕料であります。

目4.健康文化センター費、補正額として120万円の増額であります。その内容は、健康文化センター5階のトレーニングセンター、フィットネススタジオの音響装置の修繕であります。

款14.項1.目1.予備費、補正額として129万6,000円の増額であります。今回の補正は、18年度決算に伴う財源等が補正予算の財源となっており、歳入補正額7億5,432万1,000円に対しまして、款2.総務費の財政調整基金への追加積み立て6億8,000万円、及び款3.民生費から款10.教育費までの歳出目的別に必要な歳出補正額7,302万5,000円を差し引いた残額129万6,000円を予備費に追加し、予備費の現計予算を1,233万7,000円とするものであります。

なお、21ページには、一般職に係る給与費明細書を添付しましたので参照をしていただきたいと思えます。

以上で議案第55号 平成19年度大口町一般会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

議長（宇野昌康君） 会議の途中ですが、ここで10時55分まで休憩といたします。

（午前10時45分）

議長（宇野昌康君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前10時55分）

議長（宇野昌康君） 町長。

町長（酒井 鉄君） 冒頭であります、先ほどの提案説明の中に間違いがありましたので、1ヵ所訂正をさせていただきます。

議案第59号でありますけれども、監査委員の選任について、鈴木鹿太郎氏の生年月日でありますけれども、昭和7年9月21日と申しあげましたけれども、9月23日の間違いでありました。

訂正をさせていただきます。

議長（宇野昌康君） 続いて議案第56号について、健康福祉部長、説明を願います。

健康福祉部長（水野正利君） それでは、議案第56号 平成19年度大口町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、事項別明細書により歳入から御説明をさせていただきます。

6ページ、7ページをお開きください。

款3.国庫支出金、項2.国庫補助金、目1.調整交付金、補正額としましては505万1,000円の減額で、内容につきましては、平成19年度の介護給付費財政調整交付金額が決定したことにより減額するものでございます。

款4.項1.支払基金交付金、目1.介護給付費交付金、補正額としましては363万9,000円の増額で、内容につきましては、平成18年度分の精算による過年度分としての介護給付費交付金であります。

款6.繰入金、項1.一般会計繰入金、目3.その他一般会計繰入金、補正額としましては250万円の増額で、内容につきましては職員給与費等繰入金の追加であります。

款7.項1.目1.繰越金、補正額としましては2,494万1,000円の増額で、内容につきましては、平成18年度の決算に伴い前年度繰越金の追加をするものでございます。

次に、歳出について説明をさせていただきます。

8ページ、9ページをお願いします。

款1.総務費、項1.総務管理費、目1.一般管理費、補正額としましては250万円の増額で、内容につきましては時間外勤務手当の追加でございます。

款2.保険給付費、項1.目1.介護サービス等給付費につきましては財源補正であります。

款5.項1.基金積立金、目1.介護給付費準備基金積立金、補正額としましては877万円の増額で、内容につきましては、平成18年度の余剰金を介護給付費準備基金として積み立てするものでございます。

款6.諸支出金、項1.償還金及び還付加算金、目1.償還金、補正額としましては1,510万7,000円の増額で、内容につきましては、前年度分の介護給付費国庫負担金等の精算に伴う返還金の追加であります。

款7.項1.目1.予備費、補正額としましては34万8,000円を今回の補正予算に伴う調整として減額するものでございます。

なお、12ページには、今回の補正に係ります一般職の給与費明細書を添付してございますので御参照いただきたいと思います。

以上で議案第56号 平成19年度大口町介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

議長（宇野昌康君） 続いて議案第57号及び議案第58号について、環境建設部長、説明を願います。

環境建設部長（近藤則義君） それでは、議案第57号 大口町道路線の廃止についての内容の説明をさせていただきます。

1 ページをお開きください。

路線番号831、路線名、町道下小口131号線、起点、竹田二丁目101番地先、終点、竹田二丁目103番地先。

路線番号1729、路線名、町道余野29号線、起点、余野四丁目257番地先、終点、余野四丁目274番地先。

路線番号1799、路線名、町道余野99号線、起点、余野四丁目276番地先、終点、余野四丁目275番地先。

路線番号952、路線名、町道外坪52号線、起点、外坪二丁目 5 番地先、終点、外坪二丁目 1 番地先。

路線番号902、路線名、町道外坪 2 号線、起点、外坪二丁目40番地先、終点、外坪二丁目35番地先。

路線番号903、路線名、町道外坪 3 号線、起点、外坪二丁目50番地先、終点、外坪二丁目31番地先。

路線番号1771、路線名、町道余野71号線、起点、余野四丁目 1 番地先、終点、竹田一丁目36番地先。

路線番号787、路線名、町道下小口87号線、起点、竹田一丁目30番地先、終点、竹田一丁目25番地先。

路線番号789、路線名、町道下小口89号線、起点、竹田一丁目58番地先、終点、竹田一丁目105番地先。

路線番号790、路線名、町道下小口90号線、起点、竹田一丁目83番地先、終点、竹田一丁目60番地先。

2 ページ以後につきましては図面を添付しておりますので、後ほどごらんいただきますようお願いいたします。

以上で議案第57号の説明とさせていただきます。

続いて、議案第58号 大口町道路線の認定についての内容の説明をさせていただきます。

1 ページをお開きください。

路線番号1799、路線名、町道余野99号線、起点、余野四丁目276番地先、終点、余野四丁目263番 1 地先。

路線番号902、路線名、町道外坪2号線、起点、外坪二丁目35番地先、終点、外坪二丁目35番地先。

路線番号903、路線名、町道外坪3号線、起点、外坪二丁目34番地先、終点、外坪二丁目31番地先。

路線番号1771、路線名、町道余野71号線、起点、余野四丁目1番地先、終点、竹田一丁目106番地先。

路線番号787、路線名、町道下小口87号線、起点、竹田一丁目30番地先、終点、竹田一丁目64番地先。

路線番号789、路線名、町道下小口89号線、起点、竹田一丁目58番地先、終点、竹田一丁目104番地先。

路線番号790、路線名、町道下小口90号線、起点、竹田一丁目68番地先、終点、竹田一丁目60番地先。

路線番号849、路線名、町道下小口149号線、起点、竹田一丁目8番地先、終点、竹田一丁目12番地先。

路線番号850、路線名、町道下小口150号線、起点、竹田一丁目83番地先、終点、竹田一丁目77番地先。

路線番号851、路線名、町道下小口151号線、起点、竹田一丁目72番地先、終点、竹田一丁目67番地先。

路線番号852、路線名、町道下小口152号線、起点、竹田一丁目76番地先、終点、竹田一丁目89番地先。

路線番号853、路線名、町道下小口153号線、起点、竹田一丁目98番地先、終点、竹田一丁目104番地先。

路線番号854、路線名、町道下小口154号線、起点、竹田一丁目105番地先、終点、竹田一丁目106番地先。

2ページ以後に図面を添付しておりますので、後ほどごらんいただきますようお願いいたします。

以上で議案第58号の説明とさせていただきます。

議長（宇野昌康君） 続いて認定第1号について、会計管理者、説明を願います。

会計室会計管理者（前田守文君） それでは、平成18年度決算の概要について、要点を説明させていただきます。

平成18年度の日本経済は、企業収益の改善に伴い設備投資が増加し、雇用情勢にも改善が見られるなど企業の好調さが反映し、景気拡大が「いざなぎ景気」を抜いて戦後最長を持続して

いると言われております。特に、愛知県においては、元気な愛知の象徴と言われる輸送機械工業など、企業収益の増加により県税収入も過去最高を更新する見込みであります。本町においても法人町民税が15億円を超え、町税全体でも53億円を超える税収であり、過去最高を記録したところであります。

このような状況下において、昨年は大口誕生100周年という記念すべき年であるとともに、第6次総合計画のスタートの年でもあり、「みんなで進める自立と共助のまちづくり」を基本理念として五つの基本施策のもと、一大プロジェクトともいべき平成20年4月開校に向けての統合中学校建設を初め、基本施策を実施すべき各事業に取り組んでまいったところであります。

それでは、一般会計、特別会計歳入歳出決算書及び附属資料の1ページ、2ページをお願いいたします。

このページは、決算の総括表であります。

歳入については収入済額、不納欠損額、収入未済額について、歳出につきましては支出済額、翌年度繰越額、歳入歳出差引残額について説明をさせていただきます。

初めに、一般会計の歳入については、収入済額82億9,431万4,758円、不納欠損額2,772万8,882円、収入未済額1億7,461万2,869円。この収入未済額の内容といたしましては、町税が1億7,427万9,219円、分担金で9万3,600円、使用料で14万2,200円、雑入で9万7,850円となっております。

歳出につきましては、支出済額77億6,634万933円、翌年度繰越額1,389万3,000円。この翌年度繰越額につきましては、繰越明許費として平成19年度へ繰り越すものでありまして、土地改良区補助事業727万8,000円、国土調査事業661万5,000円であります。そして、歳入歳出差引残額としては5億2,797万3,825円であります。

なお、この金額については形式収支でありますので、翌年度繰越額も含まれております。したがって、この金額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた金額が実質収支額でありまして、いわゆる翌年度への繰越金になります。この繰越金の要因を若干述べさせていただきますと、歳入の方で町税全体で予算より約2億円の増収、そのうち、特に法人町民税が予算より約1億5,000万円、110.72%の収入があったものであります。一方、歳出では執行率が96.3%で、これに伴う予算残が約3億円生じたものであります。

次に、特別会計であります。8特別会計全体で説明させていただきますので小計の欄をご覧ください。

収入済額が48億1,556万4,749円、不納欠損額が5,429万5,952円、収入未済額が1億8,685万8,754円。この未済額の内容としては、介護保険料247万5,250円、国民健康保険税1億8,277万

1,784円、下水関係142万7,950円、集排関係18万3,770円となっております。

続いて、歳出であります。支出済額46億6,017万1,181円、翌年度繰越額322万7,000円。この翌年度繰越額については、介護保険特別会計で介護保険システム改修事業分を繰越明許費として19年度へ繰り越しするものであります。

歳入歳出差引残額は1億5,539万3,568円であり、この金額については、一般会計同様、形式収支でありますので翌年度繰越額も含まれております。

続きまして、主要施策の成果報告書をごらんいただきたいと思います。

まず、1ページをごらんいただきたいと思います。

財政力の推移といたしまして、平成14年度から平成18年度まで載せさせていただいておりますが、18年度の数値で説明させていただきます。

初めに、基準財政需要額については普通交付税の算定基礎となるもので、地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、または施設を維持するための財政需要を一定の方法により算出した額で30億8,541万9,000円であります。

次に、基準財政収入額については、町税、自動車取得税交付金、地方消費税交付金等の75%見込み額に地方譲与税等の見込み額を合算した金額で45億7,126万9,000円となっております。この二つが交付税算定上用いる数値でありまして、基準財政収入額を基準財政需要額で除したものが中段の財政力指数であります。18年度は1.48で3ヵ年平均も1.44となっております。したがって、御案内のとおり56年以降不交付団体となっております。

次に、経常収支比率であります。財政構造の弾力性を判断するための指標であり、人件費、扶助費、公債費等、経常的に支出される経費が増加したり、逆に税等の経常的に収入される経常一般財源が減ったりすると、この経常収支比率は増加するわけでありまして、18年度については64.3で前年度より8.6ポイント減少し、大変弾力性のある財政構造となっております。

さらに、公債費比率についても標準財政規模の増加等により、18年度は2.7で前年度より0.4ポイント減少しております。

次に、2ページ、3ページについては歳入歳出決算額総括表であります。決算書の決算総括表の方には記載されていない実質収支額及び単年度収支額がそれぞれ前年対比して載せてありますので、後ほどごらんいただければと思っております。

続いて、4ページから7ページにおきましては、一般会計及び公共下水道事業特別会計の地方債現在高の状況として、事業債別、借入先別、利率別にしたものであります。

まず、4ページを見ていただくと、一般会計の18年度末現在高として19億3,146万8,392円で、住民1人当たり約8万9,000円となっております。

さらに、6ページの公共下水道事業特別会計における18年度末現在高は42億6,859万3,805円

で、住民1人当たり約19万8,000円となり、一般会計、特別会計を合算した現在高としては約62億円で、住民1人当たり約28万7,000円であります。

次に、8ページをごらんください。一般会計収支状況であります。

歳入総額は、前年度に比べ7億4,150万円、9.8%増加しております。内容的には、町税が4億3,144万2,000円、地方譲与税1億75万4,000円、中学校建設に伴う借り入れとして2億3,490万円がそれぞれ増加したのが要因であります。一方、歳出については、対前年度5億7,344万2,000円増加しております。内容的には、目的別で財政調整基金積立金の増加に伴うところが大きいです総務費で2億8,700万円ほど、主に学校建設に伴う教育費で2億3,600万円ほどの増加が要因であります。

次に、9ページの一般会計歳入決算の概要をごらんください。

町税の決算額は過去最高の53億4,178万8,999円で、前年度より4億3,144万1,713円、8.8%の増加となっております。この要因は、固定資産税と町たばこ税については減少したものの、町民税で、個人1億3,800万円、法人3億4,800万円ほどの大幅な増収によるものであります。

以下、税目ごとに記載してあります。さらに、18ページから25ページに各款ごとに増減理由について載せてありますので、後ほどごらんいただければと思っております。

続いて、28ページをごらんください。一般会計歳出決算の概要を性質別に載せてあります。

まず、人件費については15億5,482万2,000円で、前年度より8,815万1,000円、5.4%減少で、退職手当組合負担金が減少したこと等によるものであります。

続いて、物件費は13億2,310万3,000円で、前年度より1億5,865万5,000円、10.7%の減少で、戸籍業務システム開発、さらに土木関係の各種業務委託等が終了したことなどによるものであります。

さらに、29ページの積立金については8億7,028万4,000円で、前年度より3億9,346万9,000円、82.5%と大幅に増加しました。内容的には、財政調整基金及び学校施設整備事業基金への積立金が増加したのが要因であります。

続いて、普通建設事業につきましては14億1,544万3,000円で、前年度より4億2,527万7,000円、43%の増加であり、中学校建設事業に伴うものであります。

次に、特別会計の決算の概要であります。

まず、218ページをお開きください。ここから226ページまでが介護保険特別会計であります。

歳入総額は7億979万5,952円で、前年度より5,910万7,644円、9.1%増加いたしました。内容的には、介護保険料の改定、税制改正、第1号被保険者数の増加によるものが主であります。一方、歳出総額は6億8,242万6,705円で、前年度より4,223万8,255円、6.6%の増加であり、人件費及び保険給付費等の増加が要因であります。

続いて、227ページをごらんください。ここから232ページまでが国民健康保険特別会計であります。

国保事業は地域住民の健康増進と福祉の向上を図るため、相互扶助による社会保障制度の一環であります。

歳入総額としましては18億6,272万6,680円で、前年度に比べ約1億990万円、6.3%増加いたしました。この要因としては、保険税が1人当たりの所得がふえ、さらに収納率も向上したことにより1,590万円ほど2.6%増加し、さらに療養給付費交付金が退職被保険者数及び医療費の増加により6,970万円ほど、17.9%増加をいたしました。

さらに、共同事業交付金が、18年10月から高額医療費共同事業に加え保険財政共同安定化事業が実施されたことにより、6,240万円ほど皆増したことによるものであります。

歳出総額としては17億3,650万9,275円で、前年度より約7,000万円、4.2%の増加となりました。内容的には、保険給付費の中で、特に退職被保険者の増及び医療費の増により12.2%の伸びを示し、さらに共同事業拠出金については、歳入同様、18年10月より高額医療費共同事業に加え保険財政共同安定化事業が実施されたことに伴う拠出金が増加したことが要因であります。

次に、233ページをごらんください。ここから235ページまでが老人保健特別会計であります。

老人保健特別会計は、75歳以上と寝たきりなどの方は65歳以上を対象に、その医療費を基金、国・県・町で負担する制度であります。

歳入総額は12億7,118万2,248円で、前年度より1億370万円ほど、7.5%の減少となっております。一方、歳出総額については、歳入総額と同額であります前年度より8,900万円ほど、6.6%減少しております。

内容的には、老人保健の受給者数が前年度に比べ93人、5.3%減少したことに伴う医療給付費及び医療費支給費等が減少し、これに伴い歳入の方も基金、国・県支出金が減少したことが要因であります。

続いて、238ページをごらんください。公共下水道事業特別会計であります。

五条川左岸処理区については、平成8年1月9日に初期供用開始をし、平成18年度は城屋敷二丁目及び下小口六丁目などで6.1ヘクタールの処理区域の拡大をいたしました。

右岸処理区については、平成19年4月1日に下小口一丁目、二丁目、四丁目及び七丁目地内で24.6ヘクタールを供用開始いたしました。

(1)の下水道普及状況の欄を見ていただきますと、処理区域内における水洗化率は44.1%でありまして、前年度より12.2%増加いたしました。

続いて、(2)の事業内容であります。国庫補助事業の施工延長は6,369メートルで、単独事業が2,636メートル、取り付け管布設は431カ所となっております。

また、239ページからは収支状況、歳入歳出決算額等が載せてあります。

なお、土地取得特別会計、国際交流事業特別会計、農業集落家庭排水事業特別会計、社本育英事業特別会計は後ほどごらんくださるようお願いを申し上げまして、決算認定の説明にかえさせていただきます。

議長（宇野昌康君） 認定第1号につきましては、監査委員の審査に付されておりますので、審査結果につきまして代表監査委員から報告を求めます。

代表監査委員 鈴木鹿太郎君。

代表監査委員（鈴木鹿太郎君） ただいま議長さんから御指名をいただきました監査委員の鈴木鹿太郎でございます。議選の監査委員 酒井久和さんもこの席にお見えでございますが、お許しをいただきまして、私から決算審査の結果について御報告させていただきます。

審査につきましては、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の定めるところにより審査に付されました。平成18年度大口町一般会計歳入歳出決算並びに土地取得特別会計を初め、介護保険特別会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、国際交流事業特別会計、公共下水道事業特別会計、農業集落家庭排水事業特別会計及び社本育英事業特別会計の八つの特別会計における歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類、決算に係る主要施策の成果報告書、諸帳簿、関係証拠書類を綿密にチェックするとともに、関係職員の説明を求め、慎重に審査いたしました。その結果、決算書及び附属帳簿、証拠書類等はいずれも符合しており、決算計数は正確に表示されているものと認めました。また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認めました。

なお、決算審査の細部及び行政監査の状況の一部につきましては、お手元の決算審査意見書の写しのとおりでありますので、御参考にしていただければ幸いです。

以上、決算審査の結果につきまして、御報告させていただきます。

議長（宇野昌康君） これをもって、提案理由の説明を終了いたします。

散会の宣告

議長（宇野昌康君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

あすは議案精読のため休会とし、9月7日金曜日午前9時30分から本会議を再開し、議案に対する質疑を行います。

本日はこれをもって散会といたします。

なお、一般質問の締め切りは、9月6日木曜日正午となっておりますので、時間厳守にてお願いをいたします。

引き続き11時40分から議員全員協議会を開催いたしますので、3階第1委員会室に御集合をお願いいたします。

以上で本日は散会いたします。御苦労さんでございました。

(午前11時30分)